

千民児協第51号  
令和8年5月22日

市町村民生委員児童委員協議会  
会長様

(公財)千葉県民生委員児童委員協議会長  
会長 小林 眞智子  
(公印省略)

### 安全で安心な地域づくりに向けた 千葉県警察との連携強化について (協力依頼)

平素は、本会の運営及び民生委員児童委員活動の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙(写)のとおり、千葉県警察本部より「電話de詐欺防止」に向けた広報啓発活動等に関する協力依頼がありました。

また、この協議を重ねる中で、県内の各警察署内に「民生委員・児童委員の相談担当者」を配置する運びとなりました。

つきましては、御用繫多の折大変恐縮ではございますが、下記事項をご確認のうえ、貴管内における地域の安全安心に向けた千葉県警察との連携強化について、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. これまでの経緯

令和8年3月、千葉県警本部から、近年増発する高齢者を対象とした「電話de詐欺」等の組織犯罪撲滅に向けて、地域の生活・福祉に関する相談・支援の一端を担う民生委員・児童委員と連携を強化していきたいとのお話がありました。

これを受けて、本会と千葉県警察本部(生活安全総務課)が協議を重ねた結果、地域で活動する民生委員・児童委員が負担にならない(協力できる)範囲において、地域の安全安心に向けた取り組み強化を図っていくことになりました。

この連携・協力内容については、以下をご参照ください。

## 2. 連携・協力内容

県内の各警察署と市町村民児協が、その地域の実情に応じて、下記（１）～（３）について連携・協力していきます。なお、本会と千葉県警察本部は、必要に応じて各種調整を図ります。

貴市町村所管の警察署については「（別紙１）市町村民児協別警察署一覧」をご参照ください。

### （１）広報啓発活動

#### ①高齢者宅の固定電話に、詐欺防止対応機器の設置に関する周知

電話 de 詐欺の多くは、国際電話が利用されています。

高齢者宅の固定電話機に、対応機器（「（別紙２）千葉県警察からのお知らせ」参照）を設置することについて、日頃の訪問活動等を通して担当区域内の高齢者にご周知ください。この設置は警察署員が実施し、費用は無料となります。

もし、担当区域内の高齢者の中で、設置希望者がいた場合は、所管警察署と当該高齢者の連絡調整等についてご協力ください。

#### ②携帯電話での警察庁推奨アプリの周知

「（別紙３）特殊詐欺対策アプリ」をご参照のうえ、この利用についてご周知ください。

### （２）民生委員・児童委員の相談担当者の配置

千葉県警察本部では、県内の各警察署に民生委員・児童委員担当者（各警察署の生活安全係長）を配置することになりました。

今後は、活動中に気になったことや、地域の中で見聞きした地域の安全安心に関すること、民生委員・児童委員として不審・不安に感じたことなどをご相談ください。なお、ご相談は民生委員・児童委員活動上の内容に限ります。

貴市町村所管の警察署の連絡先等については、「（別紙１）市町村民児協別警察署一覧」をご参照ください。

### （３）防犯講話等の実施

今後、各警察署からの啓発・周知事項については、貴会が開催する諸会議の場を活用し、各種周知方法等の相談や防犯講話の開催にご協力ください。（この詳細は、各警察署とご調整ください）

### 3. 今後の連携・協力方法について

令和8年5月末以降、貴市町村を所管する警察署から貴会宛にご連絡があります。この際、上記「2. 連携・協力内容」記載内容についてご調整ください。

この調整は、各警察署及び貴会間で行っていただくこととなりますが、必要に応じて、本会及び警察本部が調整を図りますので、何かございましたら下記までご連絡ください。

なお、現在、民生委員・児童委員の負担軽減が課題として挙げられています。貴会においては、「日頃の訪問活動の中で周知し無理のない範囲に留める」ことや、「地域内の防犯等に関する心配ごとは、委員一人ひとりが抱え込まず、警察署担当課にすぐに相談する（対応を任せる）」など、民生委員の負担軽減を念頭に、その実施方法についてご調整ください。

### 4. お問い合わせ

(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会 (渡辺)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 県社会福祉センター内

(TEL) 043-246-6011 / (FAX) 043-248-0084

(e-mail) info@chiba-minkyō.or.jp

(写)

生 総 発 第 2 4 1 号  
令 和 8 年 5 月 1 9 日

(公財)千葉県民生委員児童委員協議会会長 様

千 葉 県 警 察 本 部  
生 活 安 全 部 生 活 安 全 総 務 課 長

### 警察と民生委員児童委員との連携強化について

新緑の候、貴会におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年は、地域の安全・安心を脅かす組織犯罪が多発しており、令和7年中の電話d e 詐欺（SNS型投資・ロマンス詐欺を除く）の認知件数は1,206件（前年比+262件）、被害金額は約73億3,900万円（同+約31億4,400万円）と、前年と比べいずれも大幅に増加しており、特に被害金額については、過去最悪を記録するなど、危機的な状況が続いております。

このような状況を改善していくためには、警察と地域住民の立場で生活・福祉に関する相談・支援活動の一端を担う民生委員児童委員が、これまで以上に連携し、県民の安全安心を実感できる環境作りを進めていくことが効果的と考えます。

つきましては、上記趣旨を踏まえ、下記事項について御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 広報啓発活動

電話d e 詐欺は、昨年から警察官を騙ったニセ警察詐欺が増加しており、その犯行には、国際電話が利用されています。そのため、地域の民生委員児童委員による高齢者宅への訪問活動等を通じた、

○ 固定電話については、対策機器の設置促進

○ 携帯電話については、新たに開始された「警察庁推奨アプリ」の利用

等広報啓発活動についての御協力をお願いいたします。

#### 2 警察と民生委員児童委員協議会の連携

地域の安全安心のため、各警察署と民生委員児童委員協議会の連携を強化すべく、

○ 連絡担当者の指定

各警察署に、民生委員児童委員に関する担当者（各警察署の生活安全係長）を指定

○ 民生委員児童委員から連絡担当者への相談等

民生委員児童委員の活動を通じて把握した地域の安全安心等に関する連絡・相談

○ 防犯講話の実施

今後、警察による広報啓発や防犯講話等については、民生委員児童委員協議会が開催する諸会議の場を活用

についての御協力をお願いいたします。

担当 千葉県警察本部生活安全部  
生活安全総務課犯罪抑止推進室  
匿・流等対策係  
043-201-0110  
(内線3058、3037)